

# 議会局

更新日：令和5年5月19日

## 新型コロナウイルス対策に関する対応状況

### ○議会における対応

- ・職員が議場や委員会室、正副議長室、議員控室等に入室する際、マスクを着用することを許可した。(R2/2/12～)
- ・委員会室で開催する常任委員会等は、開会前や開会后適宜小休憩を取り換気を実施することとした。(R2/4～R5/3)
- ・本会議において、議員の定数の半数(定足数：30人)を超える程度に出席者を絞り、各議員は1席ずつ間隔を空けて着席することとした。なお、採決に関する議事は、全議員が本会議場の自席に着席した状態で行うこととした。(R2/4～R5/3)
- ・本会議場に出席していない議員は、控室にてインターネット議会中継を視聴するものとするが、議場の傍聴席において傍聴することも可とすることとした。(R2/4～R5/3)
- ・本会議において、市長、副市長、総務企画局長及び財政局長は通常どおり出席することとした。それ以外の通常出席を要求している局長等は、提案説明時に説明をする者及び代表質問・一般質問等の発言通告があった者のみの出席とすることとした。なお、市長、副市長、各局長等の理事者席も1席ずつ間隔を空けることとした。(R2/4～R5/3)
- ・本会議場演壇に飛沫防止用のアクリル板を設置した。(R2/9/10～R5/3)

### ○傍聴者に対する感染防止対策

- ・本会議及び常任委員会等の傍聴に際し、マスクの着用、手指消毒液の使用、発熱等風邪の症状のある方や体調不良の方等の傍聴自粛について、ホームページで周知した。(R2/2/27～R5/3/12)
- ・本会議及び常任委員会等の傍聴に際し、マスクの着用(個人の判断が基本)、手指消毒液の使用、発熱等風邪の症状のある方や体調不良の方等の傍聴自粛について、ホームページで周知した。(R5/3/13～R5/5/7)
- ・本会議場及び常任委員会の傍聴席における傍聴人同士の身体的距離を確保するため、当面の間、本会議場においては傍聴の受入人数を定員(100人)の4分の1程度、各常任委員会室においては2人から9人程度(委員会出席者など、状況を考慮して判断)とすることとした。(R2/8/6～)
- ・傍聴者に対し、非接触温度計(ハンディタイプ)又は非接触温度計・消毒機による検温を行うこととした。(R4/1～)

### ○全庁応援に向けた体制整備の取組

- ・「今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えた応援・受援の手引き(暫定版)」に基づき、川崎区の応援を実施する4局(室)で打合せを行い、応援業務内容・マニュアルの確認等を行った。(R4/1/6)
- ・川崎区役所衛生課から応援業務の説明を受けた。(R4/1/12)
- ・応援実施期間(3週間)における職員のローテーションを編成した。(R4/1/12)
- ・川崎区役所衛生課へ応援職員の派遣を行った。(～R4/3/6)

